

○仙台市職員共済組合職員の給与に関する規程

昭和59年3月28日  
仙台市職員共済組合規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、仙台市職員共済組合就業規則（昭和59年仙台市職員共済組合規則第4号）第19条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。

2 再雇用職員には、扶養手当、住居手当を支給しない。

(給与の支払等)

第3条 給与は、現金で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、職員からの申出があるときは、給与の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

3 給与の支給期日及び支給方法については、職員の給与に関する条例（昭和26年仙台市条例第65号）の適用を受ける職員（同条例第22条に規定する臨時職員等を除く。以下「仙台市職員」という。）について定められているものの例による。

(給料表及び職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第1に定める給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める級別標準職務表に定めるところによる。

2 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第3に定める級別資格基準表に定めるところによる。

(給料)

第5条 職員には、正規の勤務時間における勤務に対する報酬として、給料を支給する。

2 すべての職員の職は、前条に規定する級のいずれかに格付し、給料表により給料を支給するものとする。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の職務の級及び号俸は、別表第4に定める初任給基準表に定めるところにより決定する。ただし、この基準により難しい場合は、他の職員との均衡を失しない範囲で理事長が決定する。

(昇格)

第7条 職員の勤務成績が良好で、理事長が適当と認めた場合は、職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更すること（以下「昇格」という。）ができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第5に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前各項の規定及び別に定めるもののほか、昇格に関しては仙台市職員について定められているものの例による。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、仙台市職員について定められているものの例により、その者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か、及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、昇給日前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(55歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員については仙台市職員について定められているものの例による。)とすることを標準とする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

5 前各項の規定及び別に定めるもののほか、昇給に関しては仙台市職員について定められているものの例による。

(昇給期間の短縮)

第9条 削除

(給料に関するその他の事項)

第10条 前条までの規定及び別に定めるもののほか、給料に関しては、仙台市職員について定められているものの例による。

2 再雇用職員には、第6条から第8条までの規定を適用しない。

(扶養手当等)

第11条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当に関しては、仙台市職員について定められているものの例による。

(給料の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合のほか、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給料を減額して給与を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給料額は、仙台市職員について定められているものの例による。

(病欠者及び休職者の給与)

第13条 病欠者及び休職者の給与については、仙台市職員について定められているものの例による。

(給与からの控除)

第14条 次の各号に定めるものについて、職員から申出があった場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該職員の給与からこれを控除することができる。

(1) 貯金經理の行う預け入れ金

(2) 仙台市職員互助会(以下「互助会」という。)の掛金

(3) 互助会の貸付金及び互助会があつた金融機関の貸付金に係る返済金及び利息

(4) 互助会が指定し、又はあつた物品の購買代金

(5) 互助会の団体取扱契約に係る生命保険料

(この規程により難い場合の措置)

第15条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当と認められる場合は、理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に、仙台市職員共済組合仙台都市センター職員の給与に関する規程（昭和45年仙台市職員共済組合規程第5号）の適用を受けていた者で、引きつづきこの規程の適用を受ける職員となった者の給料月額は、第6条の規定に準じて理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年12月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年12月25日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年12月19日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第2の新号俸欄に定める号俸とする。
- 4 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における改正後の仙台市職員共済組合職員の給与に関する規程第8条第1項及び第3項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年12月18日から施行し、昭和62年4月1日

から適用する。

- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年12月20日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成元年12月15日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成2年12月19日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成3年12月17日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とする。
- 3 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における改正後の仙台市職員共済組合職員の給与に関する規程第8条第1項及び第2項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

附則別表（附則第2項関係）

旧号俸	新 号 俸		
	1 級	2 級	3 級
1			1
2	1	1	2

3	2	2	3
4	3	3	4
5	4	4	5
6	5	4	6
7	6	5	7
8	7	6	7
9	8	7	8
10	9	8	9
11	10	9	10
12	10	10	11
13	11	10	12
14	12	11	13
15	12	12	13
16	13	12	14
17	13	13	15
18	14	14	15
19	15	14	16
20	15	15	16
21	16	15	16
22	16	16	17
23	17	16	17
24	17	16	18
25	17	17	18

附 則

- 1 この規程は、平成5年12月22日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成6年12月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成7年12月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成8年2月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年12月26日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成10年3月26日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成10年12月25日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成11年12月24日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日の前日において改正前の職員の給与に関する規程の適用を受けていた職員で、引き続きこの規程の適用を受ける職員の給料の切り替えに伴う経過措置等については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年仙台市条例第72号）に定められているものの例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日において54歳以上56歳未満の者で、改正後の仙台市職員共済組合職員の給与に関する規程第8条第2項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは、「56歳」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において改正前の職員の給与に関する規程の適用を受けていた職員で、引き続きこの規程の適用を受ける職員の給料の切り替えに伴う経過措置等については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年仙台市条例第36号）に定められているものの例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において改正前の職員の給与に関する規程の適用を受けていた職員で、引き続きこの規程の適用を受ける職員の給料の切り替えに伴う経過措置等については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年仙台市条例第56号）に定められているものの例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において改正前の職員の給与に関する規程の適用を受けていた職員で、引き続きこの規程の適用を受ける職員の給料の切り替えに伴う経過措置等については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年仙台市条例第59号）に定められているものの例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和4年12月26日改正)

- 1 この規程は、令和4年12月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和5年12月22日改正)

- 1 この規程は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和6年12月23日改正)

- 1 この規程は、令和6年12月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規程の規定に基づいて、この規程の適用の日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

別表第1 給料表（第4条関係）

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	職務 の級 号俸	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円		円	円	円
1	183,900	273,000	294,100	61	279,500	349,100	376,500
2	185,000	274,400	295,700	62	280,900	349,700	377,100
3	186,100	275,800	297,300	63	282,300	350,300	377,700
4	187,200	277,200	298,900	64	283,700	350,900	378,300
5	188,500	278,600	300,600	65	285,200	351,500	378,800
6	190,000	280,000	302,300	66	286,600	352,000	379,300
7	191,500	281,400	304,000	67	288,000	352,500	379,800
8	193,100	282,800	305,700	68	289,400	353,000	380,300
9	194,800	284,200	307,400	69	290,800	353,500	380,900
10	196,600	285,600	309,100	70	292,200	354,000	381,300
11	198,500	287,000	310,800	71	293,600	354,500	381,700
12	200,400	288,400	312,500	72	294,900	355,000	382,100
13	202,300	289,800	314,200	73	296,300	355,500	382,700
14	204,200	291,200	315,900	74	297,700	356,000	383,100
15	206,100	292,600	317,600	75	299,000	356,500	383,500
16	208,000	294,000	319,300	76	300,300	357,000	383,900
17	209,900	295,400	321,000	77	301,700	357,500	384,500
18	211,800	296,800	322,700	78	303,000	358,000	384,900
19	213,700	298,200	324,500	79	304,300	358,500	385,300
20	215,600	299,700	326,300	80	305,600	359,000	385,700
21	217,500	301,200	328,100	81	306,900	359,600	386,300
22	219,400	302,700	329,900	82	308,200	360,100	386,700
23	221,300	304,200	331,700	83	309,500	360,600	387,100
24	223,100	305,700	333,500	84	310,800	361,100	387,500
25	225,000	307,200	335,200	85	312,000	361,500	388,100
26	226,700	308,700	336,900	86	313,200	362,000	388,500
27	228,400	310,200	338,600	87	314,500	362,500	388,900
28	230,000	311,700	340,300	88	315,800	363,000	389,300
29	231,600	313,100	341,900	89	317,200	363,400	389,800
30	233,200	314,500	343,500	90	318,500	363,800	390,200
31	234,800	315,900	345,100	91	319,700	364,200	390,600
32	236,400	317,300	346,800	92	321,000	364,600	391,000
33	238,000	318,600	348,500	93	322,300	365,100	391,600
34	239,600	319,900	350,200	94	323,500	365,500	392,000
35	241,200	321,200	351,900	95	324,700	365,900	392,400
36	242,800	322,500	353,600	96	325,900	366,300	392,800
37	244,400	323,700	355,300	97	327,100	366,800	393,400
38	246,000	324,900	356,800	98		367,200	393,700
39	247,600	326,200	358,400	99		367,600	394,100
40	249,100	327,500	360,000	100		368,000	394,500
41	250,600	328,700	361,200	101		368,500	394,700
42	252,100	330,100	362,300	102		368,900	395,000
43	253,500	331,500	363,400	103		369,300	395,300
44	255,000	332,900	364,400	104		369,700	395,600
45	256,500	334,300	365,300	105		370,100	395,900
46	258,000	335,500	366,200	106			396,200
47	259,500	336,700	367,100	107			396,500
48	261,000	337,800	368,000	108			396,800
49	262,400	338,900	368,700	109			397,000
50	263,900	340,000	369,400	110			397,300
51	265,300	341,100	370,100	111			397,600
52	266,800	342,200	370,800	112			397,900
53	268,300	343,300	371,500	113			398,100
54	269,700	344,100	372,200	114			398,400
55	271,100	344,900	372,900	115			398,700
56	272,500	345,600	373,600	116			399,000
57	273,900	346,300	374,300	117			399,200
58	275,300	347,000	374,900	定年前再雇 用職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
59	276,700	347,700	375,500		206,700	249,300	268,200
60	278,100	348,400	376,100				

別表第2 級別標準職務表（第4条関係）

職務の級	標準職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	1 主任の職務 2 専門員の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 係長の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務

別表第3 級別資格基準表（第4条関係）

学歴免許等	職務の級	職務の級
	2 級	3 級
大学卒	6	2
	6	8
短大卒	6	2
	9	11
高校卒	6	2
	11	13

上段の数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

別表第4 初任給基準表（第6条関係）

学歴免許等	初任給	経験年数等による調整
大学卒	1 級 2 5 号俸	経験年数を有する者等については、仙台市職員について定められているものの例により初任給を調整することができる。
短大卒	1 級 1 5 号俸	
高校卒	1 級 5 号俸	

別表第5 昇格時号俸対応表（第7条関係）

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	34
43	1	35
44	1	36
45	1	37
46	1	38
47	1	39
48	1	40
49	1	41
50	2	41
51	3	42
52	4	42

53	5	43
54	6	43
55	7	44
56	8	44
57	9	45
58	10	45
59	11	46
60	12	46
61	13	47
62	14	47
63	15	48
64	16	48
65	17	49
66	18	49
67	19	50
68	20	50
69	21	51
70	22	51
71	23	52
72	24	52
73	25	53
74	26	53
75	27	54
76	28	54
77	29	55
78	30	55
79	31	56
80	32	56
81	33	57
82	34	57
83	35	58
84	36	58
85	37	59
86	38	59
87	39	60
88	40	60
89	41	61
90	42	62
91	43	63
92	44	64
93	45	65
94	46	65
95	47	66
96	48	66
97	49	66
98		67
99		67
100		67
101		68
102		68
103		68
104		69
105		69